

海水分析結果＜沿岸＞(γ)

採取地点	採取日時	分析項目	
		Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
2 F 北放水口付近 ※ ¹ (T-3)	2026/09/30 09:00	< 1.2E-03	9.5E-03
2 F 岩沢海岸付近 ※ ² (T-4)	2026/09/30 07:45	< 1.2E-03	5.5E-03
請戸港南側 ※ ³ (T-6)	2026/09/30 06:40	< 1.1E-03	9.0E-03
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ⁴		1.0E+01	1.0E+01

- ・ 海水の採取深度は表層
- ・ 不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ ○.○E±○とは、○.○×10^{±○}であることを意味する。
(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・ 詳細分析 (リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法) による分析結果を記載
- ・ 分析機関：東京パワーテクノロジー (株)

※¹ 福島第二 3,4号機放水口付近 (福島第一から約10km地点)

※² 福島第二 1,2号機放水口から南側に約7km地点 (福島第一から約16km地点)

※³ 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点

※⁴ WHOの飲料水水質ガイドラインにおける, Cs-134, Cs-137の指標

- ・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について (日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果＜沿岸＞（全β・H-3・γ）

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ^{※1} (Bq/L)	Cs-134 ^{※2} (Bq/L)	Cs-137 ^{※2} (Bq/L)
2F 北放水口付近 ^{※3} (T-3)	2026/09/24 09:08	< 1.2E+01	< 3.2E-01	< 1.3E-03	1.5E-02
請戸港南側 ^{※4} (T-6)	2026/09/24 07:00	< 1.2E+01	< 3.2E-01	< 1.3E-03	1.3E-02
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※5}			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・ 海水の採取深度は表層
- ・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「－」と記す。
- ・ 〇.〇E±〇とは、 $〇.〇 \times 10^{\pm 〇}$ であることを意味する。
（例）3.1E+01は 3.1×10^1 で31、3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1、3.1E－01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・ 全β、H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 分析機関：化研（株）

※2 分析機関：東京パワーテクノロジー（株）

※3 福島第二 3,4号機放水口付近（福島第一から約10km地点）

※4 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点

※5 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

- ・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果（Pu）

採取地点	採取日時	分析項目	
		Pu-238 (Bq/L)	Pu-239+240 (Bq/L)
1 F 1～4号機取水口内北側 (東波除堤北側) ※1	2026/09/11 08:34	< 5.4E-04	< 5.2E-04
1 F 5,6号機放水口北側 (T-1) ※2	—	—	—
1 F 南放水口付近 (T-2) ※2(注)	—	—	—
1 F 敷地沖合15km (T-5) 表層 ※1	—	—	—
請戸川沖合3km (T-D1) 表層 ※1	—	—	—
1 F 敷地沖合3km (T-D5) 表層 ※1	—	—	—
2 F 敷地沖合3km (T-D9) 表層 ※1	—	—	—
福島第一及び福島第二付近の近海における過去の測定値の範囲 (平成13年度～平成22年度) ※3			ND ～ 1.3E-05

・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。

・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・ $〇.〇E\pm〇$ とは、 $〇.〇\times 10^{\pm〇}$ であることを意味する。
（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^{-1} で31， $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1， $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・ 福島第一 1～4号機取水口内北側（東波除堤北側）以外の地点は、1回/6ヶ月に分析を実施。

※1 分析機関：（公財）日本分析センター

※2 分析機関：（一財）九州環境管理協会

※3 出典「平成23年度 原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書」（福島県原子力発電所安全確保技術連絡会）

（注）試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点(T-2-1)に一時的に変更。

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・γ）

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2026/10/25 06:56	—	< 8.5E-01	< 8.0E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2026/10/25 09:10	1.3E+01	< 7.8E-01	< 7.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+01	1.0E+01

・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
・ 〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
（例）3.1E+01は3.1×10¹で31，3.1E+00は3.1×10⁰で3.1，3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける，Cs-134，Cs-137の指標
・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>
※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点(T-2-1)に一時的に変更。

2026年10月26日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・H-3・γ）

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2026/10/01 06:50	—	—	< 6.6E-01	< 7.5E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2026/10/01 07:40	8.0E+00	< 3.3E-01	< 9.1E-01	< 7.3E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号（<：小なり）は，検出限界値未満（ND）を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは， $〇.〇 \times 10^{\pm 〇}$ であることを意味する。

（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^{-1} で31， $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1， $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける，H-3，Cs-134，Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度（原則，毎月第2月曜日に試料採取）で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では，検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では，検出限界値未満（ND）が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

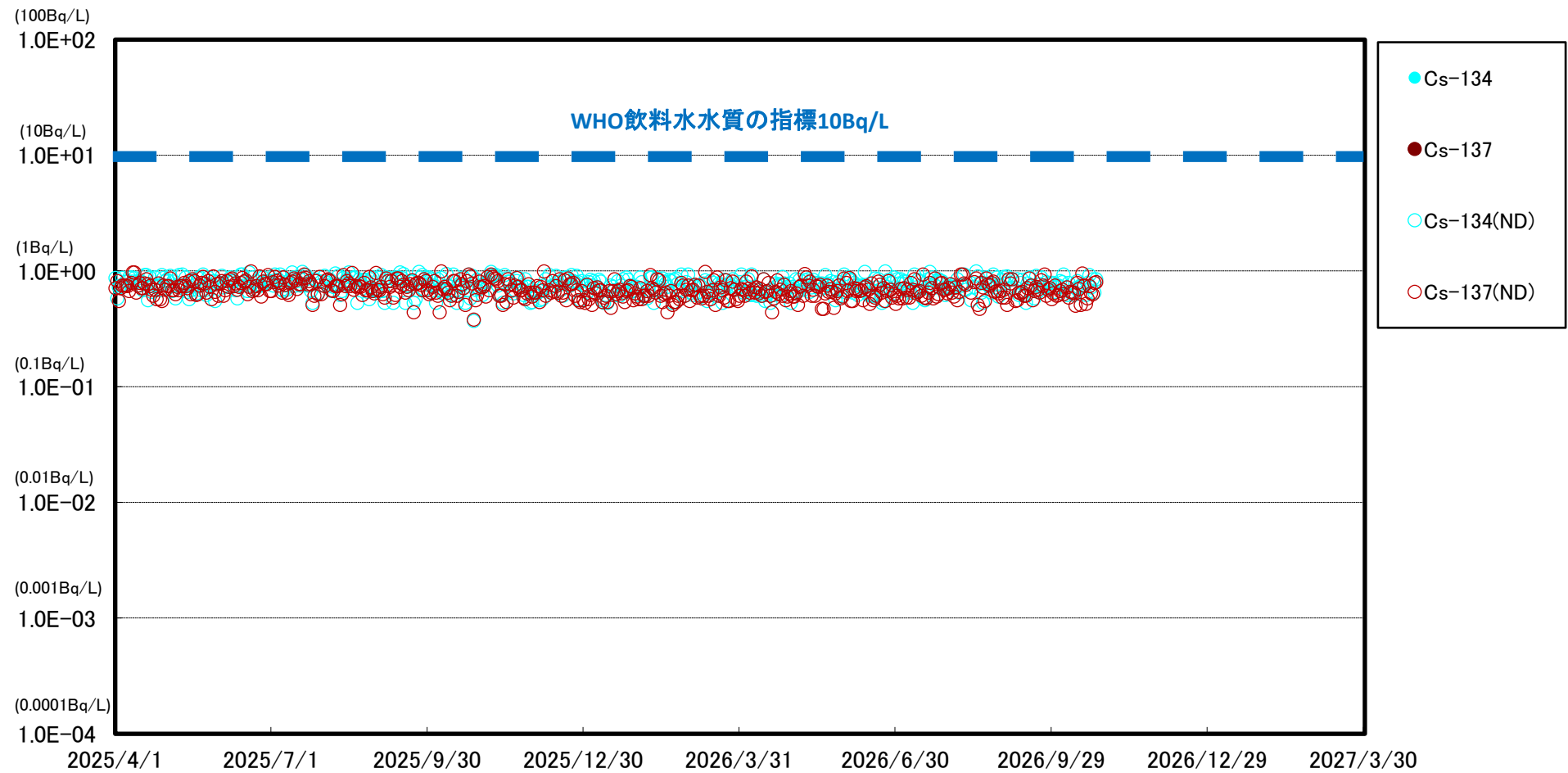
・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため，2024年6月11日から，採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点(T-2-1)に一時的に変更。

（注）地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については，トリチウムの分析も行っている。

（2014年10月19日以降）

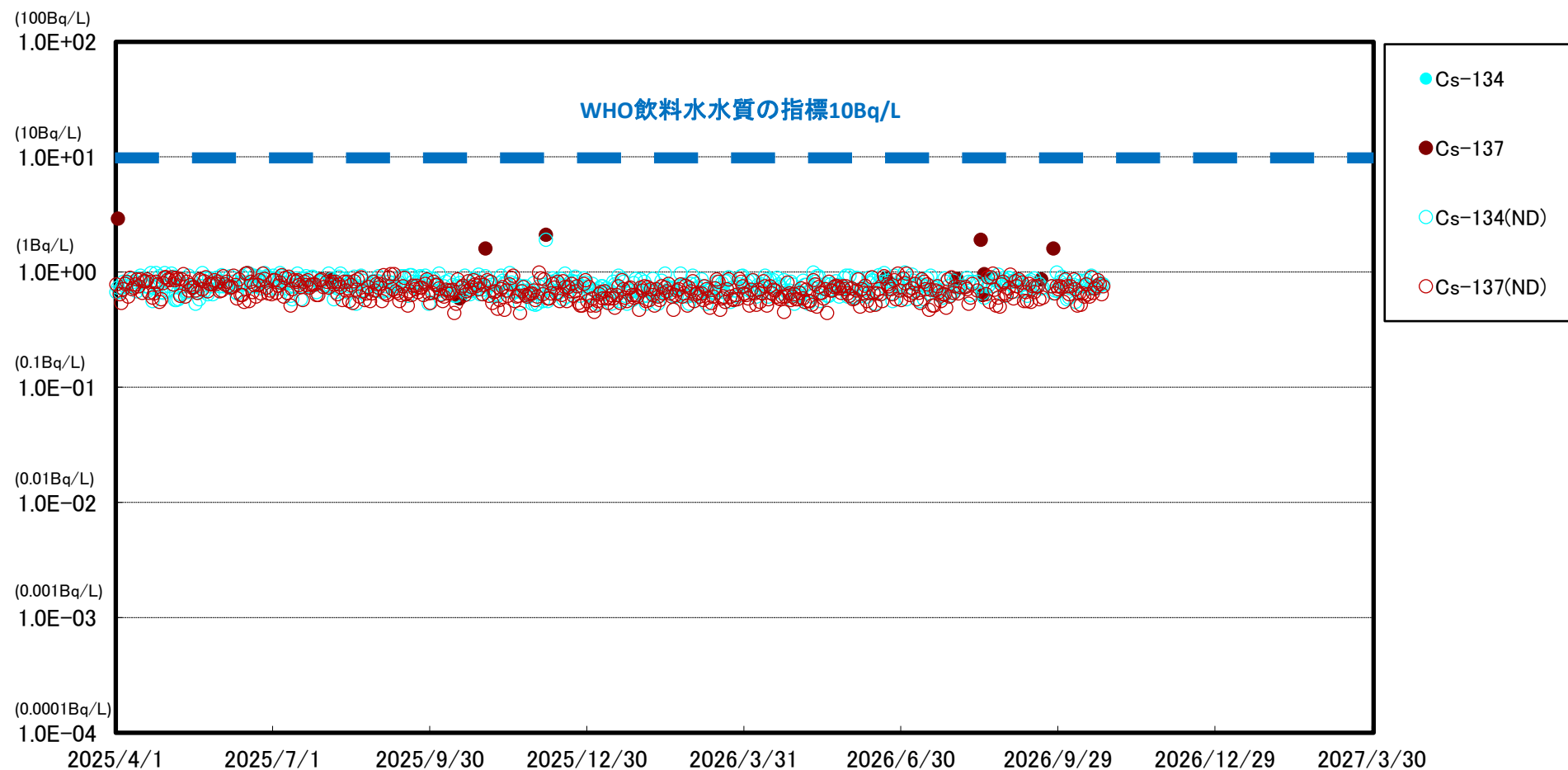
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

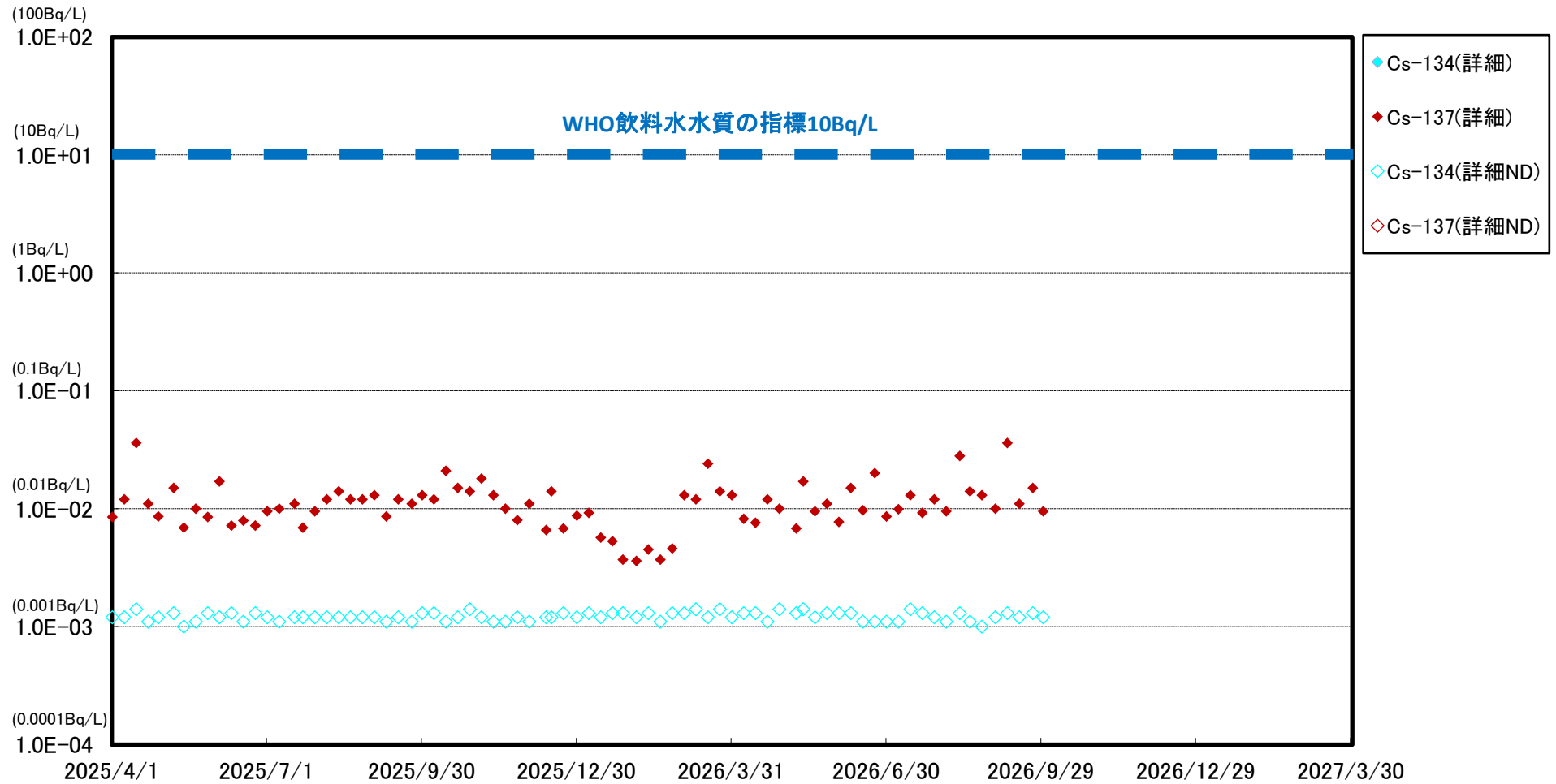
福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

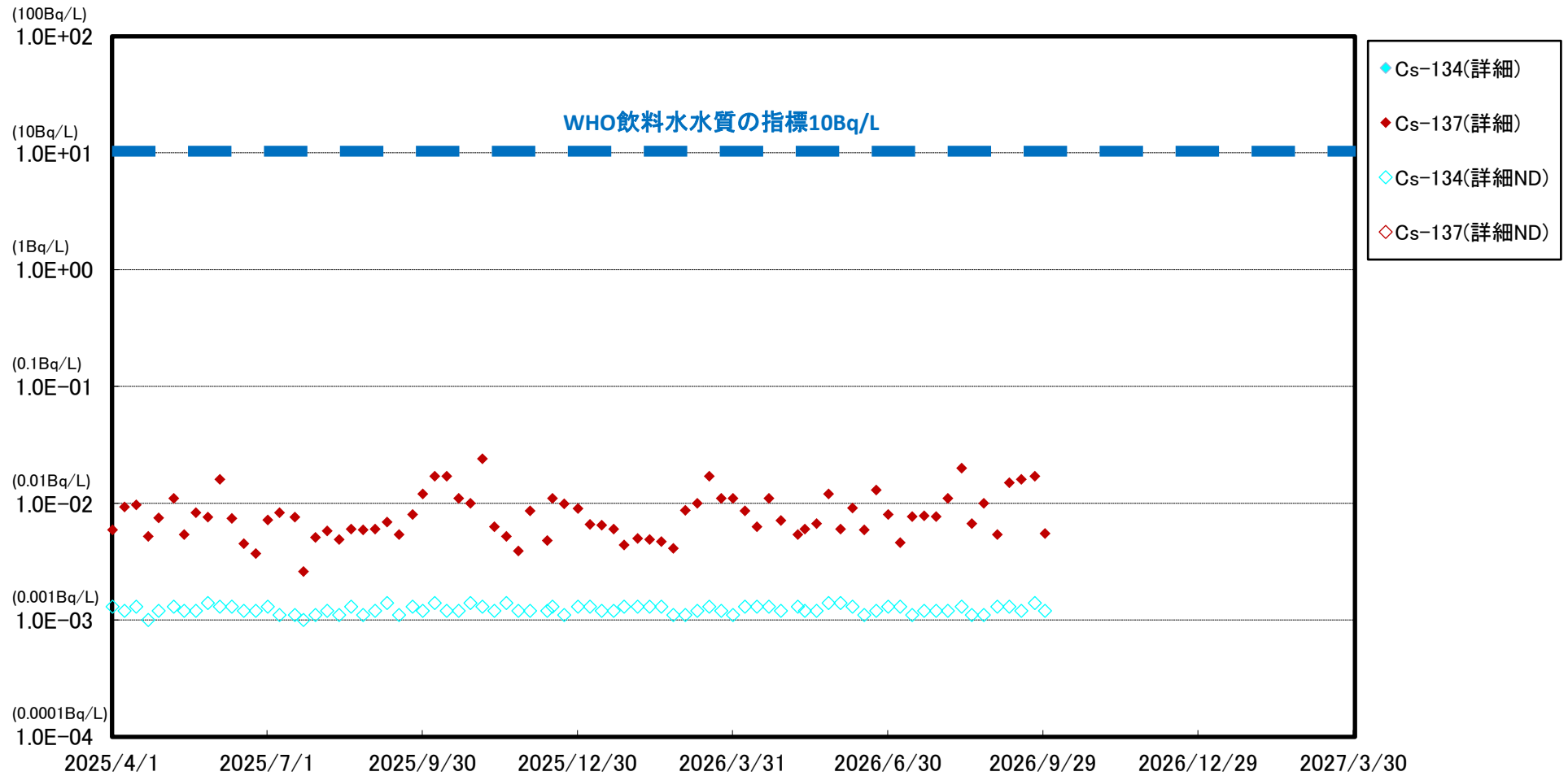
福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

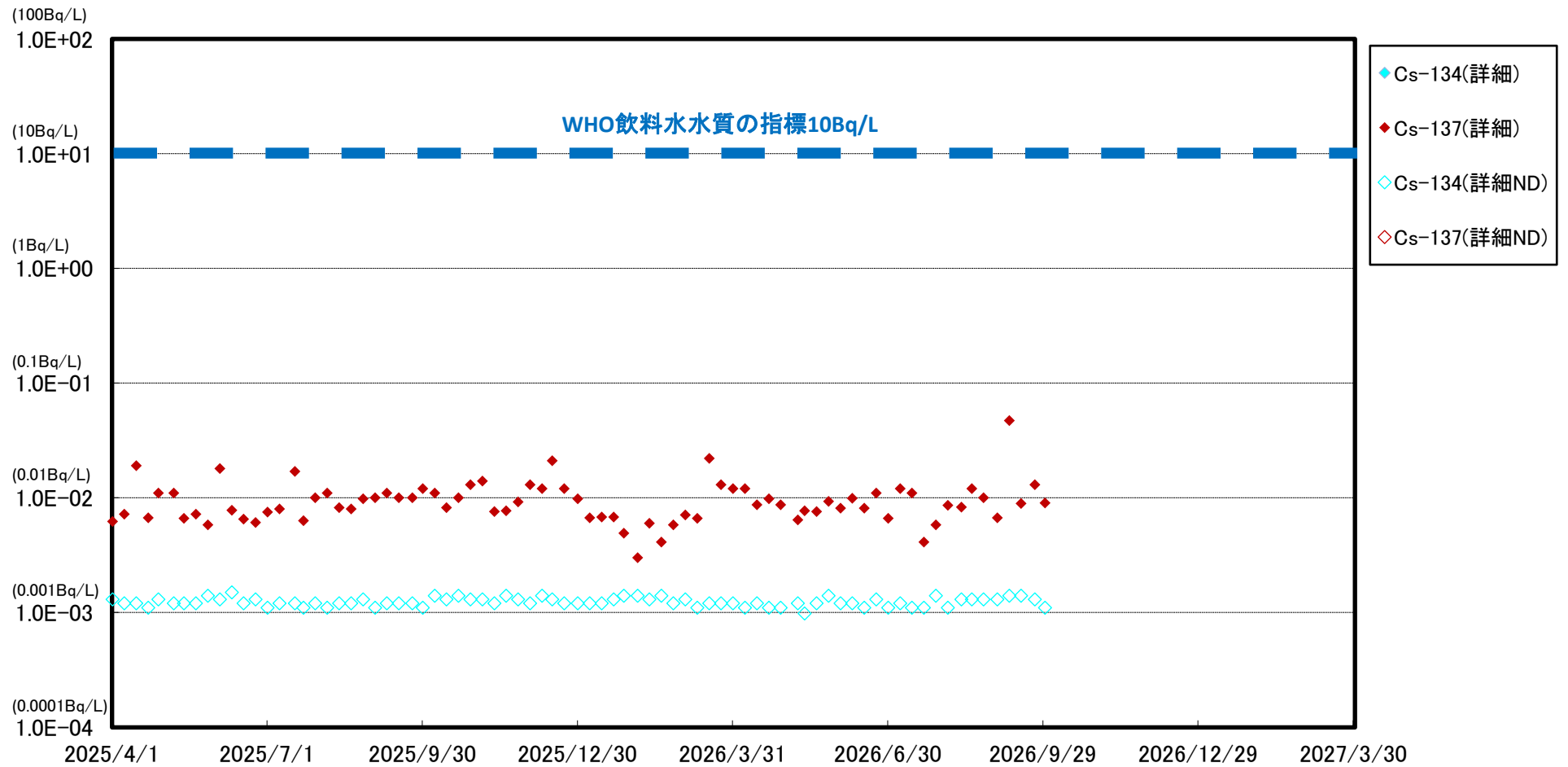
福島第二 岩沢海岸付近(T-4) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

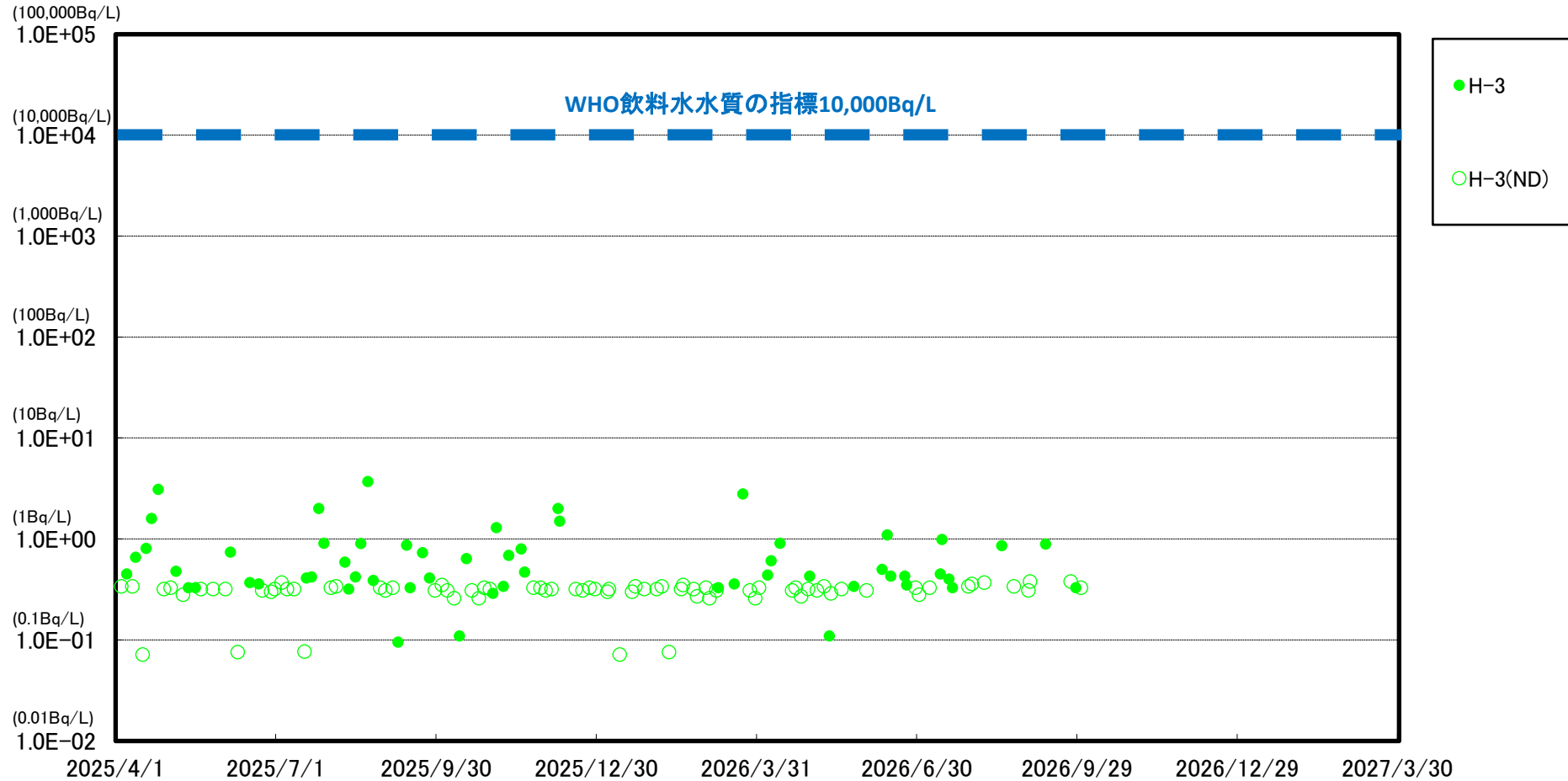
請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度

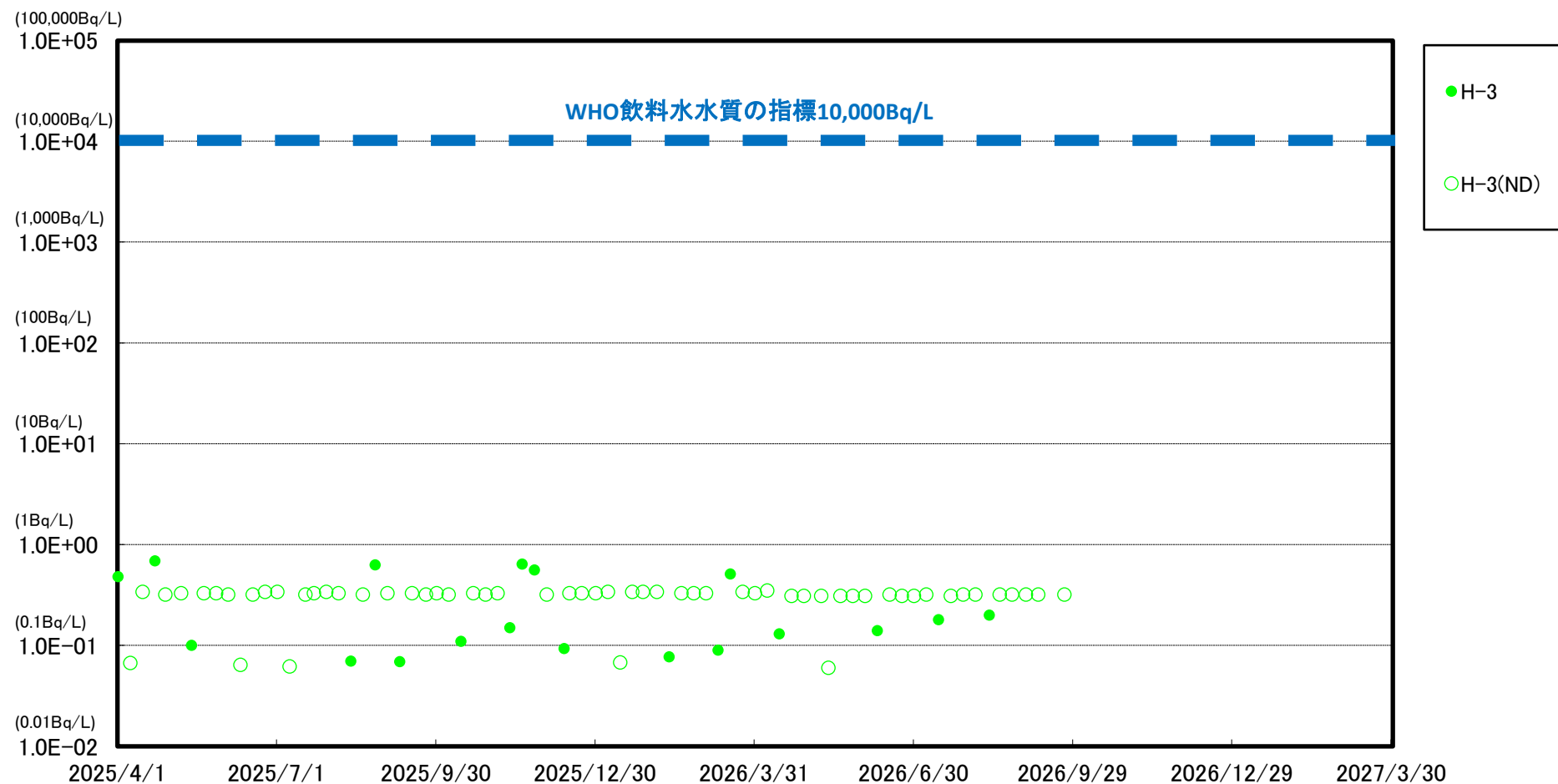


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度

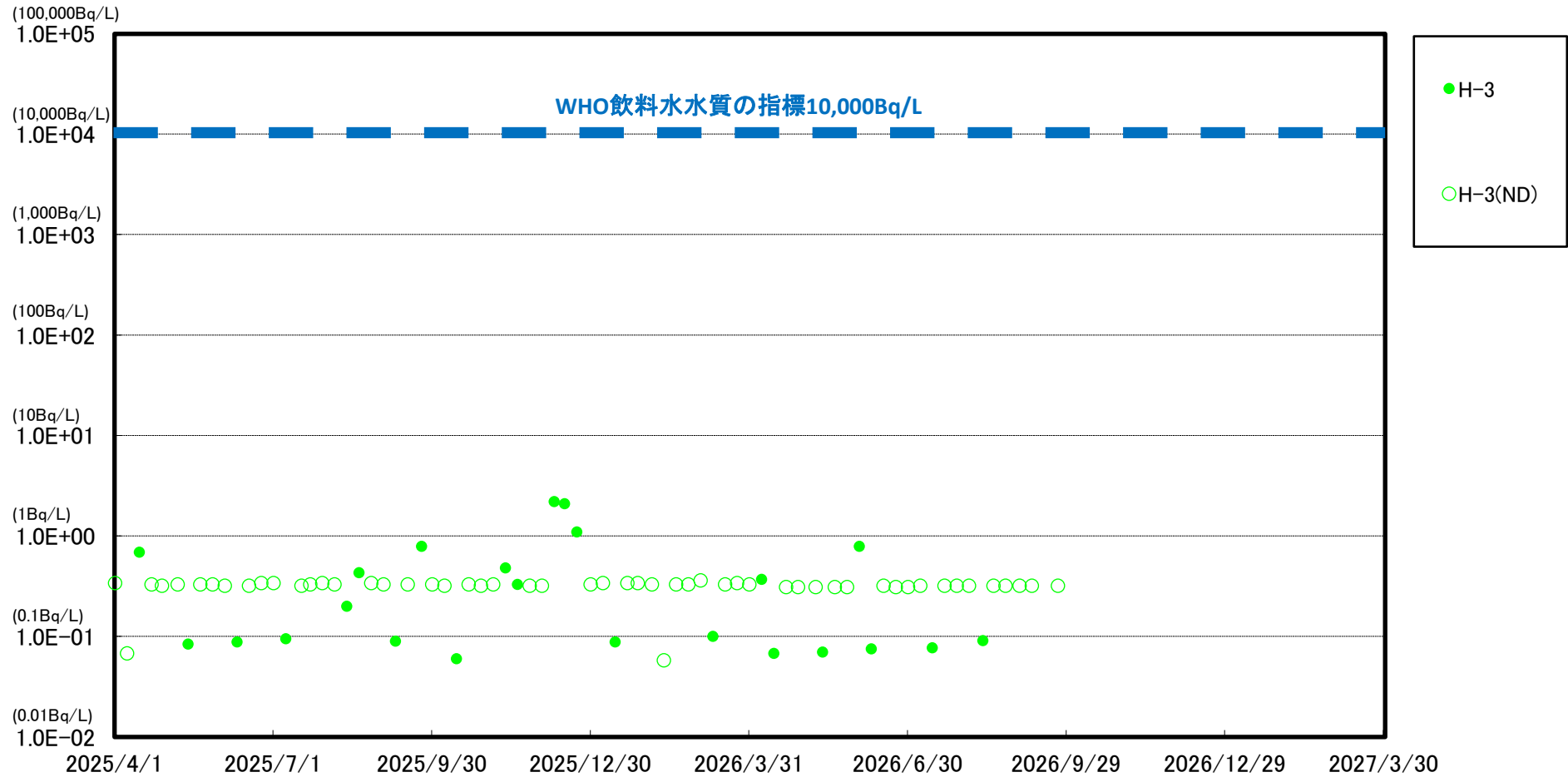


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける,トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて, H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度

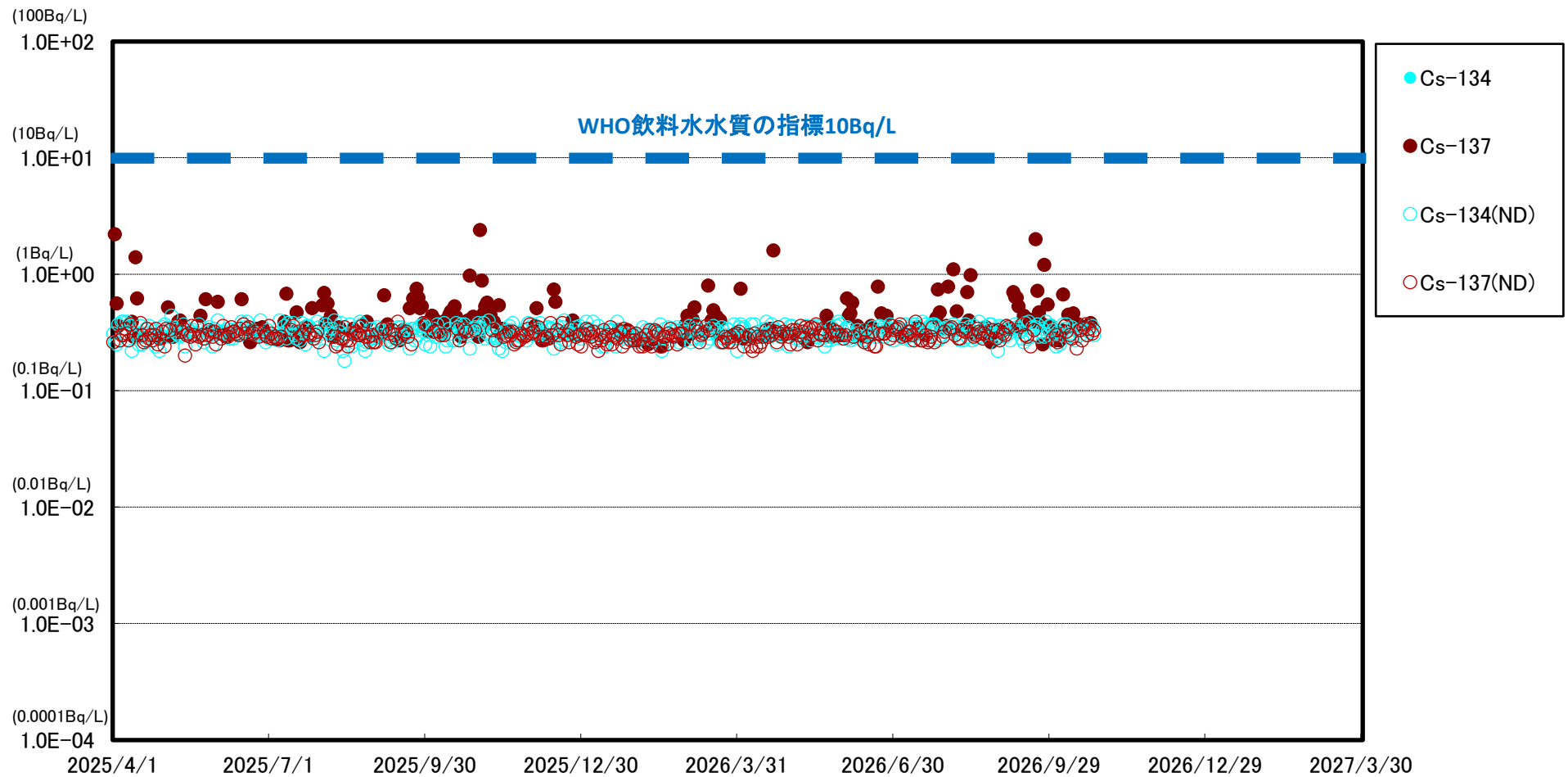


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

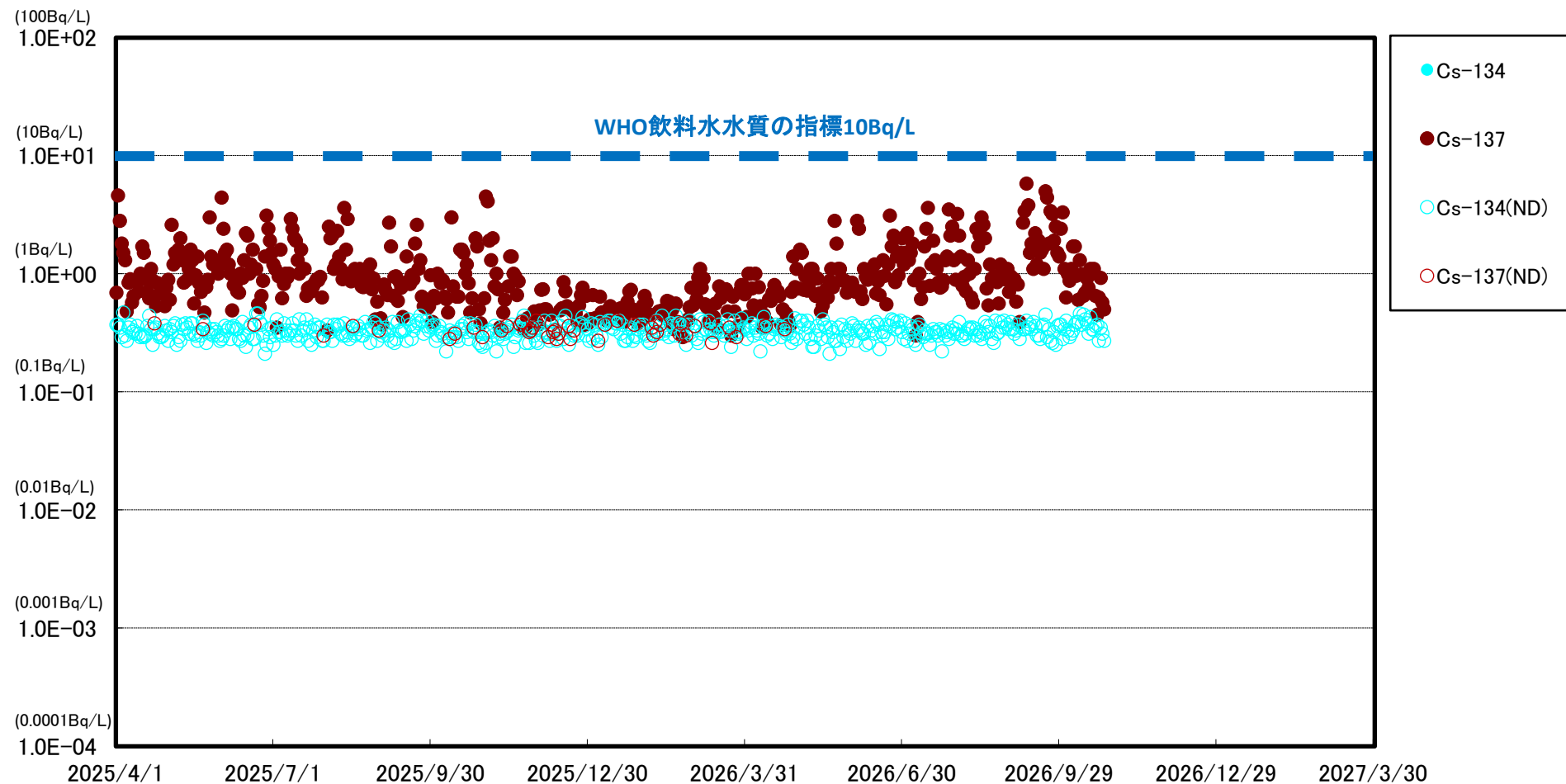
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

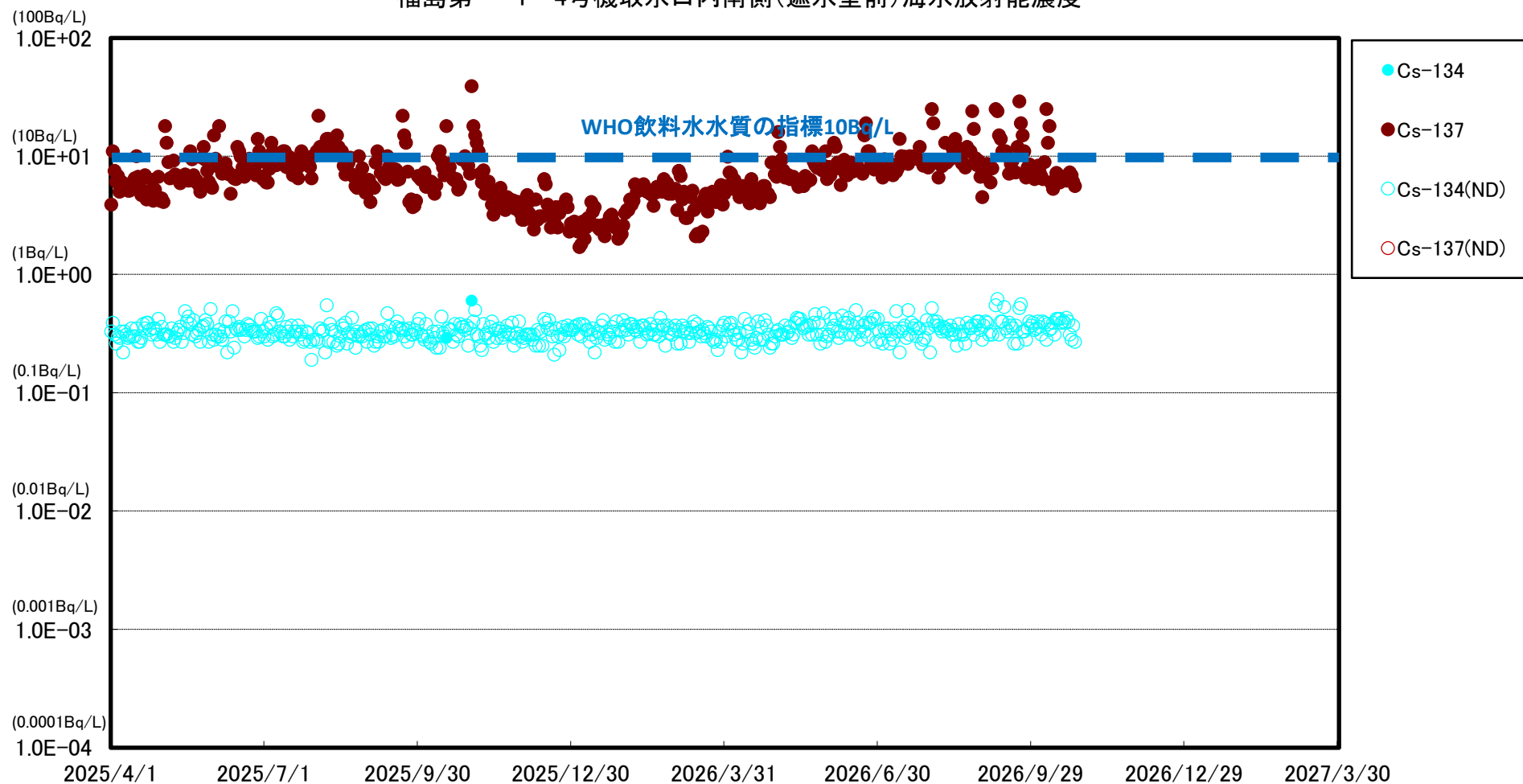
福島第一 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

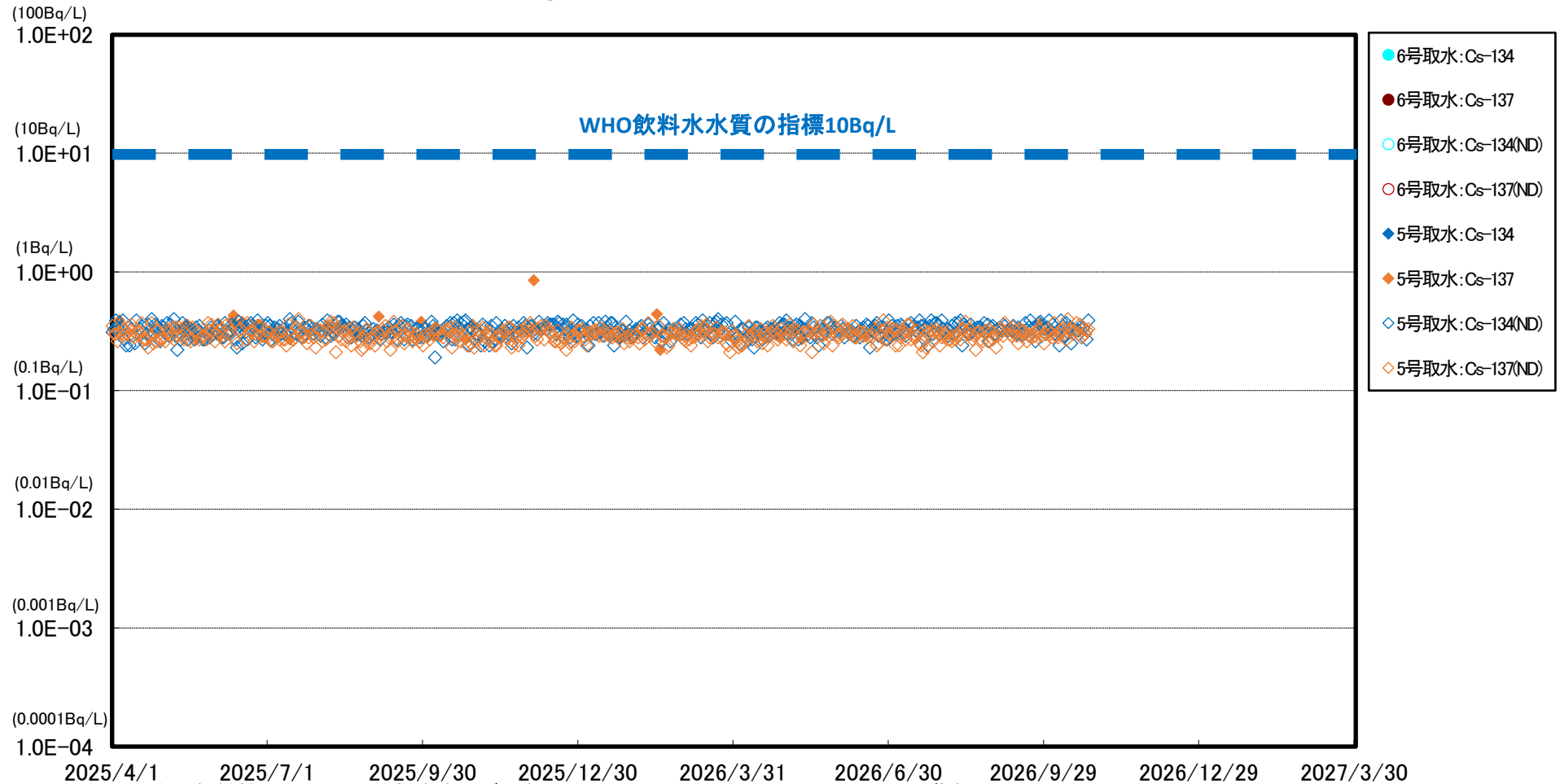
福島第一 1～4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度

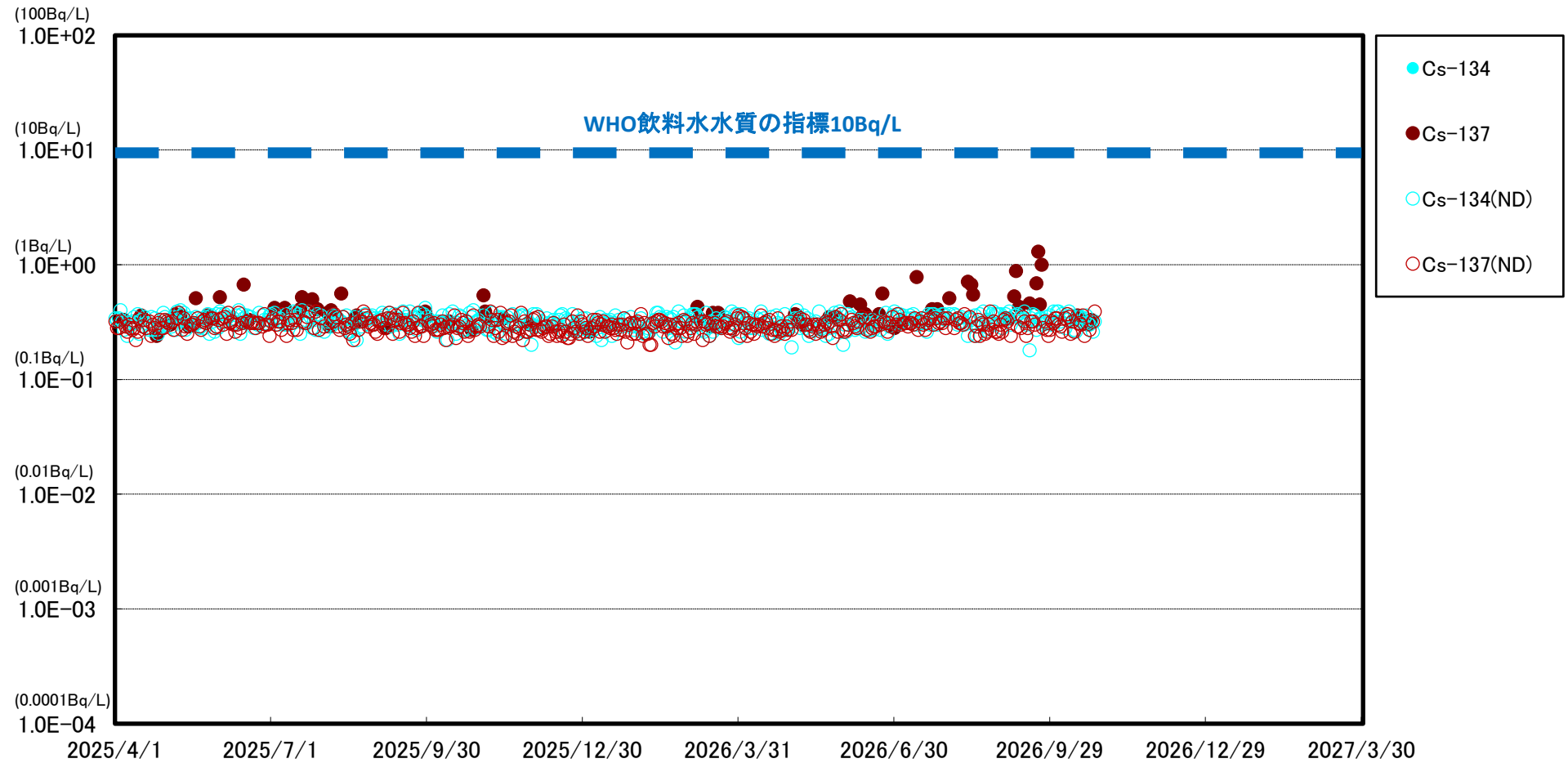


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

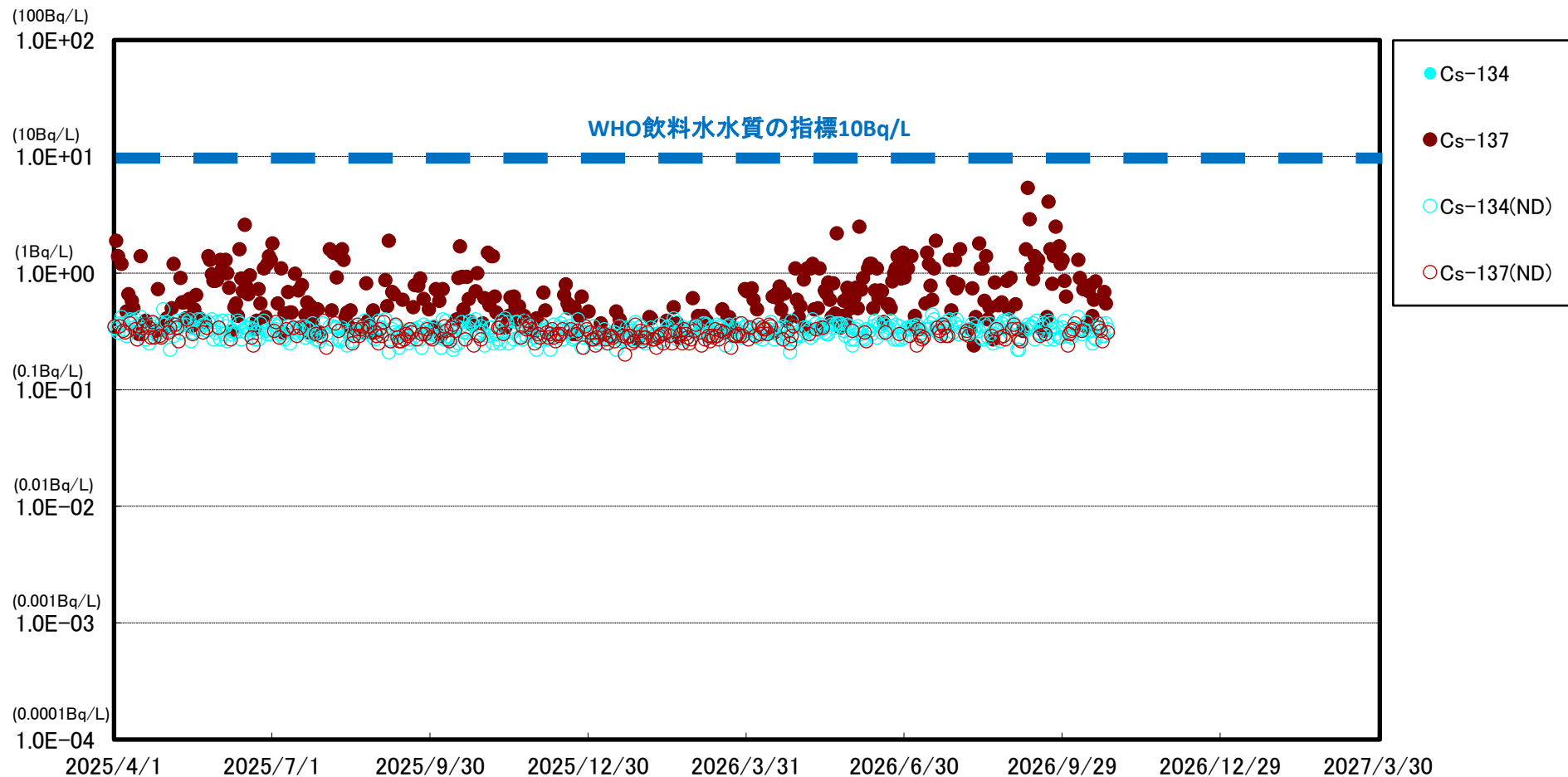
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

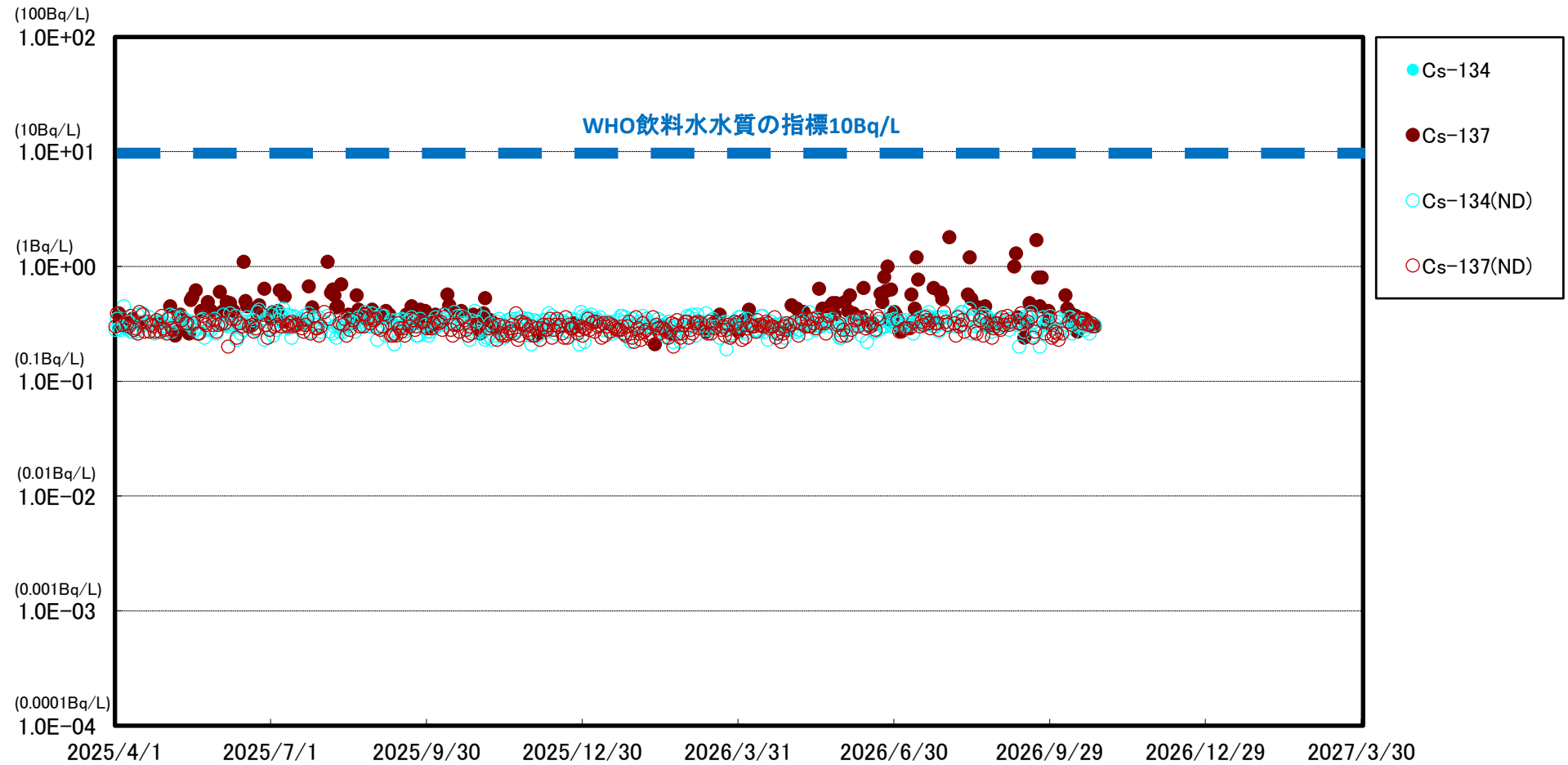
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

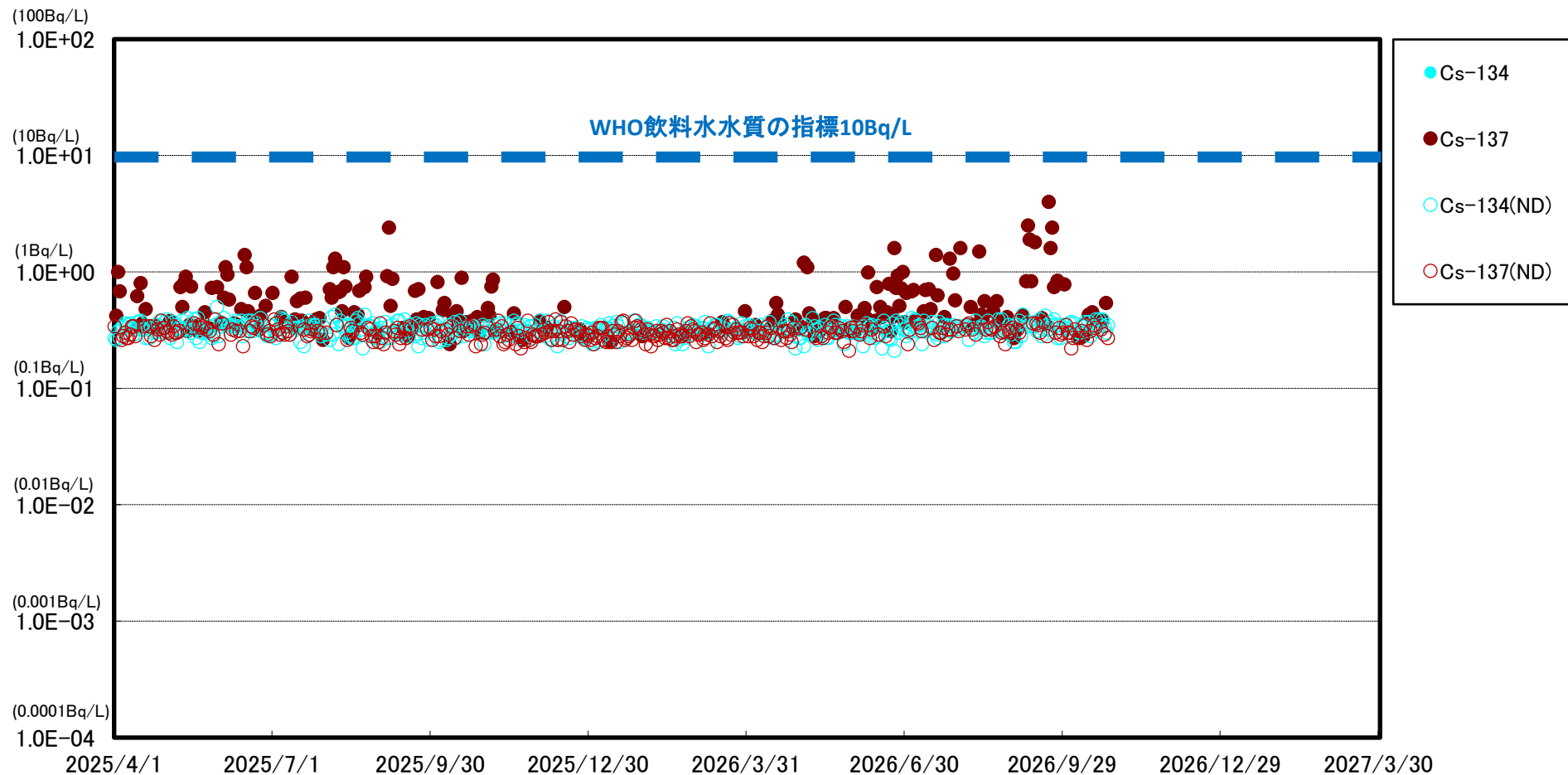
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

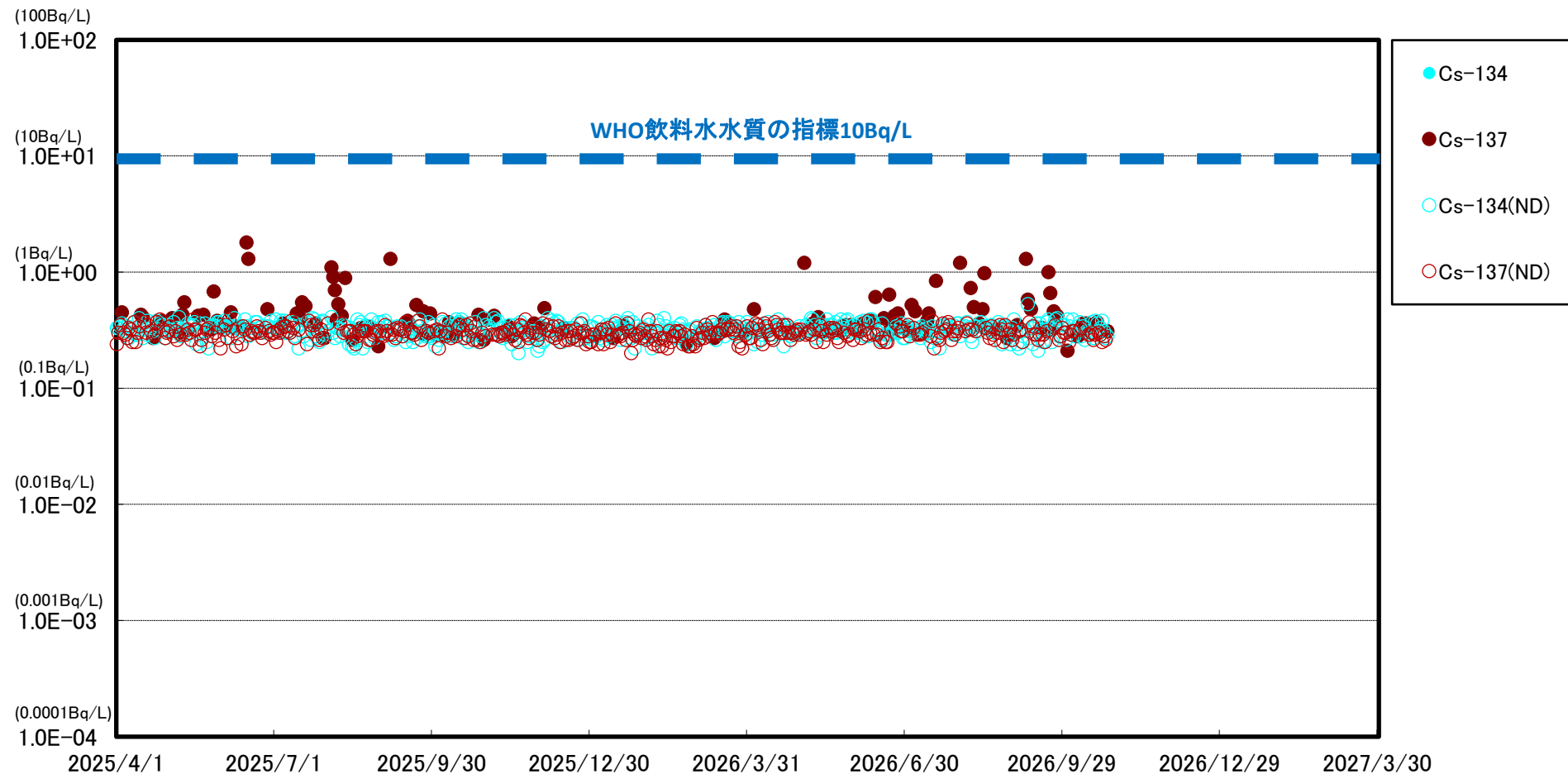
福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

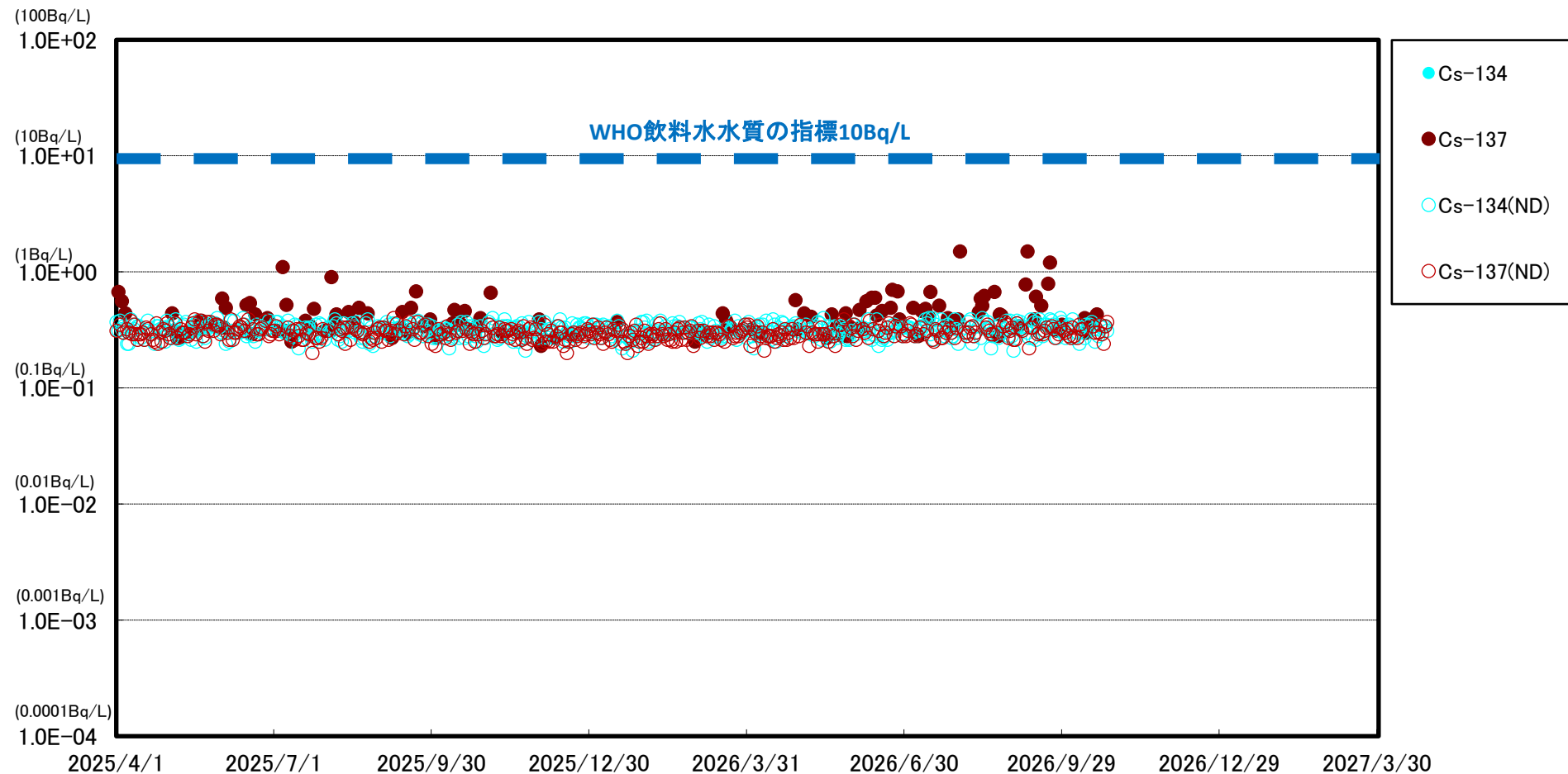
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。